

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	道路・河川管理課
業 務 名	大津市立体交差道等監視映像配信システム使用許諾契約
業 務 場 所	大津市皇子が丘二丁目ほか
概 要	市内の立体交差道等及び河川の冠水や氾濫状況をリアルタイムに確認できる監視映像配信システムの使用権の許諾。
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和8年4月1日
契 約 金 額	1,980,000円
契約の相手方	〔所在地〕 大阪市西区京町堀一丁目8番5号 〔名 称〕 ㈱気象工学研究所
契約相手方の選定理由	<p>本件は、現在の受託者である㈱気象工学研究所が市内の立体交差道等及び河川の15箇所に設置している監視カメラの画像データを、映像配信システムを用いてインターネット上に表示し、本市がリアルタイムに現場状況を確認することで、冠水や氾濫などの水害に迅速に対応し、道路・河川の適正な維持管理に資することを目的として、当該システムの使用許諾契約を行うものである。</p> <p>受託者は、カメラやシステムの管理運営から配信データの使用許諾に至るまで、一括して提供できる唯一の業者であるとともに、他都市においても本件と同様の契約実績があり、着実かつ誠実に業務を遂行しているところである。</p> <p>また、リアルタイムの情報取得を目的とする本契約においては、画像やシステム等に不具合が生じた際に、複数業者が介入する運用形態では、責任の所在が曖昧となり、迅速かつ適正な道路・河川の維持管理業務に支障を来すおそれがあることから、一連のシステムに対し24時間体制のサポートが可能な同社を選定するものである。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、一社特命随意契約を締結するもの。</p>

<p>根 拠 規 程</p>	<p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項</p> <p>② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p>
----------------	--

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
- 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
 随意契約については、別途公表をしています。